

韓国知的財産ニュース 2018年5月前期

(No. 366)

発行年月日：2018年5月16日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、5月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

- 2-1 大韓弁理士会、南北知財権交流を提案、特別委員会も設置
- 2-2 アフリカが韓国の特許行政をベンチマーク！
- 2-3 特許庁、「国際特許調査業務」中心機関への成長を推進
- 2-4 特許手数料マイレージ、これからは簡単に使ってください
- 2-5 「特許とR&Dの雇用キャンプ」で就職の門を開けてください
- 2-6 特許庁長、全国16地域の中小企業家とのコミュニケーションの場を設ける
- 2-7 2018 青少年発明記者団フェスティバルを開催
- 2-8 第22回知財委開催、2018年度国家知識財産施行計画などを確定
- 2-9 第4次産業革命時代に備え、大学における知的財産教育を拡大するカンファレンスを開催
- 2-10 KIAT、サムスン電子の特許1091件、中小・中堅企業に移転する「技術開放」実施
- 2-11 アイデアで産業現場の問題を解決

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 特許庁、WIPOと知財権分野における仲裁・調停をめぐる協力を活性化
- 3-2 韓国の中小企業、米国で特許による反撃を開始

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 氏名商標、非氏名商標より商標登録可能性15%高い

その他一般

- 5-1 「地震安全ゴールデンタイム」を特許が教える
- 5-2 PM2.5 が深刻化するなか、乾燥機に関する特許が急増
- 5-3 再生可能エネルギーにも第4次産業革命の波が
- 5-4 V2X 通信で自動運転車の安全性を高める
- 5-5 不妊人口 20 万人の時代、不妊治療剤の開発が着実に続く

法律、制度関連

※今号はありません。

関係機関の動き

2-1 大韓弁理士会、南北の知財権交流を提案、特別委員会も設置

電子新聞 (2018. 4. 27)

大韓弁理士会が南北間の知的財産権交流を促し、特許出願許可、知的財産権登録、権利行使を提案した。

弁理士会は4月27日、オ・セジュン会長が声明を出し、イ・スンリョン副会長が論評を掲載し、南北間の知的財産権の認定と統合モデル準備に向けた議論が必要だと訴えた。また、特別委員会を設置し、必要な研究に着手することにした。

弁理士会は声明で「全てのメンバーとともに、今回の南北首脳会談について諸手を挙げて歓迎しており、今回の会談が朝鮮半島の平和体制づくりに向けた第一歩になることを期待している」と述べた。

続いて「これまで南北は特許などの知的財産権の出願すら認めない、断絶そのものであった」とし、「南北が知的財産権関連のあらゆる国際条約に加入しているため、特許などの出願を認めるだけで南北の知財権保護は近い将来、相当なレベルに達することができる」と訴えた。

論評では、「首脳会談の3大議題の一つである『南北関係発展』に注目したい」とし、「軍事的、政治的な緊張緩和に成功すれば、朝鮮半島における平和と繁栄は経済協力に支え

られて維持できるため、商品やサービスに結合されている特許、商標、デザインなどの知的財産権の保護は、早急に解決すべき課題」と主張した。

また「南北は知財権制度における統合モデルの準備を進め、1つの市場に適用する1つの制度を完成しなければならない」とし、「用語や法制度を統一するためには説得と譲歩いずれも必要だ」という認識を南北が共有しなければならない」と助言した。

2-2 アフリカが韓国の特許行政をベンチマーク！

韓国特許庁 (2018.5.1)

- 特許庁、アフリカ知的財産機関の加盟国を招待し、研修を進める -

韓国特許庁は、世界知的所有権機関 (WIPO) と共同で5月1日から4日まで、アフリカ知的財産機関 (OAPI、Organisation Africaine de la Propriété Intellectuelle) の主要役職員を対象にし、特別研修課程を実施すると明らかにした。

OAPI とは、ガボン、マリ共和国、カメルーン、コートジボワールなど17カ国からなるフランス語を公用語としているアフリカの知的財産機関である。

現在 OAPI は17カ国の知的財産出願と登録を担当しているが、電子出願システムがないため、電子メールや訪問でなければ特許出願ができない状況である。

この問題を解決するために OAPI は、1999年に世界初のオンラインベースの電子出願システムを構築し、最近ではアラブ首長国連邦 (UAE) に特許行政情報システムを輸出した韓国に協力を要請し、特許庁は今回の研修を進めることにした。

今回の研修ではオンライン電子出願システムをはじめとする特許文書の電子化、特許情報検索サービスなど、韓国の特許行政情報システムについて紹介し、参加者はプログラムを体験することもできる。

韓国の特許行政情報システムを体験した後は、今後 OAPI における情報システムの発展の方向と情報システム開発に向け、韓国との協力策について論議する計画である。

また、情報システムによって培った特許情報が新技術の開発、技術価値評価や金融に活用されるプロセスが容易に理解できるように、韓国最大の特許情報サービス企業である

WIPS と、特許分析評価システムを開発・運営する韓国発明振興会を訪問して講義を受け、関連サービスも体験する。

さらに、韓国特許経営の代表例といえるソウル半導体、大学の優秀な研究成果を知的財産権の実用化・事業化に積極的につなげている高麗大学の産学協力団などを訪問し、企業経営の現場で知的財産権を活用する事例も聞くことができる。

特許庁情報顧客支援局の局長は「特許庁は 2014 年から UAE に審査官を派遣して現地で特許を審査しており、2016 年には UAE 政府が 450 万ドル規模の開発費用を全額支援し、特許庁が特許行政情報システムを輸出するなど、世界的に特許行政の優秀性を認められている」とし、「今後、OAPI との協力を基にアフリカ諸国と知的財産権を活用した韓国の経済成長の経験を共有し、韓国型特許行政情報システムの海外進出を拡大していきたい」と述べた。

2-3 特許庁、「国際特許調査業務」中心機関への成長を推進

韓国特許庁 (2018. 5. 3)

- PCT 国際調査の依頼を拡大するために「PCT 国際競争力強化策」を作る -

韓国特許庁は、国際知的財産市場 (IP-Market) に積極的に進出するための案の一つとして PCT 国際調査量の拡大に向けた「PCT 国際競争力強化策」を作り、発表した。この背景には、国際調査機関間の競争の激化により、外国から韓国に依頼する PCT 国際調査量が持続的に減少したことがある。

PCT 国際調査とは、出願人が希望する国の特許庁を選択して先行技術調査業務を任せ、それに基づいて特許を取得したい国での特許登録の可能性を事前に調査することである。PCT の加盟国 152 カ国の中で、国際調査機関として指定されたのは 23 カ国の特許庁のみである。特に 5 大特許庁 (日米欧中韓) が PCT 国際調査の 94% を行っている。2017 年の PCT 出願で韓国は世界 5 位となったが、国際調査量シェアでは世界第 4 位となっている。

特許庁が最近作った「PCT 国際競争力強化策」は、価格競争力の向上と、国内段階への進入時におけるインセンティブ提供のために、①韓国特許庁で国際調査を行った件が韓国国内段階に入ると、審査請求料を現行の 30% から 70% に拡大して減免 (*) し、②優先審査申請を可能にして迅速な審査サービスを提供し、③政府の新南方政策の枠の中で、

ベトナム、インドネシアなど ASEAN 諸国などが依頼した PCT 国際調査は、国際調査の手数料を大幅に減免（**）することである。

* 審査請求料を 70%減免する場合、特許出願 1 件当たり、約 784 USD の減免効果がある

** 途上国の出願人を対象に PCT 国際調査料を減免：75%減免、約 305 USD 予想

（現在は 1,280 USD）

また、郵便、電子メール、ファックスなどで処理されて不便であった関連業務を大幅に見直し、「ワンストップ PCT 英文ポータルシステム」を提供する。これにより、出願人は書類提出・手数料の決済などをオンライン上で簡単に処理することができ、国際調査の結果の閲覧などについて一括照会することもできる。

また、特許庁は、ミャンマー、ブルネイなど ASEAN 諸国とインド（新南方政策）、UAE、イラン、トルコなど中東諸国（中東政策）、日本、カナダ、ブラジルなどが、韓国特許庁を PCT 国際調査機関として指定するように国際調査サービスに対する協力を積極的に推進する計画である。

特許庁の審査人員は 50%以上が博士レベルの審査官であり、韓国語だけでなく、英語、日本語、中国語文献を検索する能力が優れている。さらに、半導体・光学・BM などの技術分野では、韓国、日本の特許文献の割合が高いため、アジアの文献などの検索を希望する PCT 国際調査の海外需要が高い。

特許庁特許審査企画局の局長は「韓国は PCT 国際調査量の約 40%以上を海外から依頼を受けるなど、審査競争力を対外的に認められている」とし、「PCT 国際競争力強化策はロシア、シンガポールなどの市場参加と欧州特許庁の積極的な市場攻略政策などにより、競争が激化している「PCT 国際調査市場」で韓国の地位をさらに強固にするだろう」と述べた。

2-4 特許手数料マイレージ、これからは簡単に使ってください

韓国特許庁（2018.5.8）

- 特許庁、手数料納付時における「Opt-Out（オプトアウト）方式」を導入 -

韓国特許庁は、出願人が保有する特許手数料マイレージ（*）と知的財産ポイント（**）を出願料などの納付時に便利に使用できるよう、特許路（www.patent.go.kr）の手数料納付システムを 5 月 8 日から改善すると発表した。

* 中小企業などが納付した手数料の一部をマイレージで貯めた（2014年2月まで）制度であり、貯まったマイレージは有効期間内に出願料などを支払う時に使える

** 中小企業などに特許を無償で譲渡（実施権の設定）するか、特許創出活動が活発な中小企業などに付与するポイントで、有効期間内に出願料などを支払う時に使える

これまでは出願人が特許手数料マイレージや知的財産ポイントを保有していてもその事実を知らないか、個別に使用申請をする必要があったため、マイレージなどを使用して特許手数料を納付することは不便であった。

特許庁はこのような問題を解消するために、手数料納付システムに「Opt-Out（オプトアウト）方式（*）」を導入する。

* 主に個人情報の取扱いや電子メールの受信拒否などに適用される概念で、明示的な拒否の意思を表示するまではサービスを提供する方法

特許庁が、出願人が本来納付すべき手数料からマイレージなどを引いた金額を自動的に計算して納付金額を案内すれば、出願人はその金額だけ支払えば良い。出願人が希望しない場合はマイレージなどの使用申請をキャンセル（opt-out）したり、使用金額を一部調整したりした後、手数料を支払う方式である。

こうなると、出願人が保有するマイレージなどをすぐに確認できる。また、マイレージ使用などを申請する場合、別の手続きを踏まずに済むため、マイレージなどを使用した特許手数料納付がより容易になると見込まれる。

ただし、これはオンライン上で自動的に計算が行われる方式であるため、特許庁の電子出願サイトである特許路を通じて手数料を納付（*）する際に利用できる。

* 特許路ログイン→手数料管理→手数料納付→オンライン上で納付

特許庁は今年の下半期中に、出願人が返してもらうべき過誤納の手数を他の出願件などの手数料に簡単に納付できるよう、制度やシステムを改善し、特許手数料の納付方式に関連して出願人が感じる不備を持続的に正す計画である。

特許庁情報支援局の局長は「手数料納付システムのオプトアウト（opt-out）方式を導入

することで、出願人が保有する手数料マイレージと知的財産ポイントの使い勝手が良くなるだろう」とし、「今後も顧客中心の特許行政サービスを提供するために努力していきたい」と述べた。

2-5 「特許と R&D の雇用キャンプ」で就職の門を開けてください

韓国特許庁 (2018. 5. 9)

- 今月から IP-R&D サマーキャンプの申請を開始する -

韓国特許庁は知的財産に関心のある大学（院）生などを対象にし、「IP-R&D（*）サマーキャンプ」の申請を今月から開始すると発表した。

* 知的財産（IP）連携の研究開発（R&D）：R&D の初期から特許ビッグデータを活用して最適な技術開発の方向を探し、空白技術に対する優秀な特許を先取りする戦略

* 申請対象者：知的財産教育先導大学の学生、又は関連業界への就職・起業希望者

このキャンプは今年に初めて開催され、企業現場で実際使われている特許分析の方法論を学び、身につけることで、知的財産分野への就業や起業を支援するために開かれる。

サマーキャンプは8月20日（月曜）から31日（金曜）までの2週間にわたり、大田の国際知識財産研修院で合宿教育を実施する。

キャンプでは特許分析概論などの理論授業とともに、明細書の作成および特許ビッグデータの分析などの実務授業が実施される。最後には受講生向けの IP-R&D コンテストと就職特講も開催される。

キャンプの修了者には IP-R&D の現場実習を専門家によるメンタリングの形で支援し、2018 年下半期に開催される IP-R&D 雇用博覧会で企業との就職マッチングを優先的に図る。

これまで IP-R&D 教育によって就職に成功した例を考えると、今回のサマーキャンプも知的財産分野への就職に役立つと見込まれる。その理由としては、特許庁は 2014 年から科学技術情報通信部（韓国女性科学技術者支援センター）、女性家族部（女性再就職センター6カ所）と協力してキャリアの途絶えた理工系女性などを対象にし、IP-R&D 教育を

支援してきたが、直近4年間の修了者数の53%に達する123人が関連業界に就職する芳しい成果を上げたことが挙げられる。

特許庁産業財産創出戦略チームのチーム長は「今回のサマーキャンプは、現場密着型IP-R&D実務教育で構成された雇用キャンプだ」とし、「IP-R&Dサマーキャンプが知的財産に関心のある大学（院）生などの就職につながることを期待している」と述べた。

6月30日（土曜）までに全国17の知的財産教育先導大学事業団に申請でき、別途の選抜過程を経て、計30人の受講者を決める予定である。詳細については主管機関である韓国特許戦略開発院（02-3287-4358）まで。

*知的財産教育先導大学：公州大学、金烏工科大学、東国大学、慶熙大学、国民大学、牧園大学、安東大学、郡山大学、大真大学、東亜大学、ソウル科学技術大学、延世大学、嶺南大学、済州大学、慶星大学、成均館大学、漢城大学

2-6 特許庁長、全国16地域の中小企業家とのコミュニケーションの場を設ける

韓国特許庁（2018.5.9）

- 「2018年全国中小企業知的財産経営者クラブ総会」を開催 -

韓国特許庁は中小企業が頭を抱えている知的財産上の問題点に耳を傾け、地域中小企業の強固な知的財産経営ネットワーク構築を後押しするために、「全国中小企業知的財産経営者クラブ（*）総会」を5月10日（木曜）12時、ソウルSCコンベンションで開催する。

*特許などの知的財産を基盤にして企業を経営する地域中小企業家の会で、2009年に発足して2018年5月現在、全国で958社が参加している

「中小企業知的財産経営者クラブ総会」は、各地域の知的財産経営者クラブの代表が地域における知的財産経営の拡散に対する意見共有、地域に分散した知的財産経営者が共生するための協力策づくりなど、知的財産を基盤にする地域のビジネスエコシステム構築および知的財産経営による地域の革新的成長をリードするために開催される。

特に、今回の総会では特許庁長が初めて「全国知的財産経営者クラブ代表者懇談会」に参加して地域中小企業経営者の知的財産に関する現場の声を聴取し、知的財産経営者クラブの長期的な発展策について議論する。

また、攻めの知的財産経営を展開したことで、地域強小企業が飛躍に成功した事例を共有する。まず、約 600 件の知的財産権を確保し、社内の職務発明補償制度など知的財産経営を積極的に推進してきたクルシャルテック社の理事が、良質の特許権獲得および特許金融誘致をすることで危機を克服した成功例を発表する。続いて特許庁 IP スター企業支援（*）を受けて、知的財産経営の必要性を認識するとともに知的財産経営認証（**）を獲得し、中堅企業に成長したテス社のチーム長が、強小企業が飛躍するための知的財産経営準備過程、知的財産ポートフォリオ構築および知財権紛争に備える戦略を掘り下げる。

* 企業が必要とする知的財産総合支援を 3 年間行い、地域を代表する知的財産企業に育成する事業。現在は「グローバル IP スター企業育成事業」に変更（年初選定）

** 模範的な知的財産経営を行っている企業を認証し、優先審査対象の指定、年金登録料（4～6 年目）50%減免などのサービスを提供する制度

特許庁長は「地域でも知的財産ベースの経営に基づいて市場を世界に拡大し、後発ランナー（競合会社）を遮断する強小企業が現れている」とし、「特許庁は中小企業が世界的な強小企業に成長できるように、地域中小企業の声聞き、それに踏まえて知的財産権が積極的に活用される環境を作りたい」と伝えた。

2-7 2018 青少年発明記者団フェスティバルを開催

韓国特許庁（2018. 5. 10）

韓国特許庁は 5 月 11 日（金曜）午後 4 時、ソウル木洞の KT チャンバーホールで「2018 特許庁青少年発明記者団フェスティバル」を開催する。

特許庁の青少年発明記者団は関心がある小学生から高校生までが発明や知的財産について自由に記事を作成し、互いにその内容を共有する青少年の集まりである。

特許庁の青少年発明記者団になると、発明の体験をはじめ、関連研究所や博物館などの取材活動とジャーナリスト特講、放送アカデミーなどに記者として参加することができる。

このようなさまざまな活動に対する児童生徒の関心が高く、2005 年に 1 期記者団が結成されて以来、約 23,000 件の発明関連記事が作成された。

今年で15回目を迎える発明記者団フェスティバルでは2018年の15期記者団の発足式を行い、14期の優秀な記者を選定し、「今年の発明記者賞」を授賞する。

ハンソル小学校の児童（知的財産委員長賞）とソンボ高校の生徒（教育部長官賞）は、発明大会に出品した経験、分かりやすい科学原理の紹介、発明展示会の感想など、多様で興味深い内容をテーマにした記事を作成し、今年の発明記者「大記者」に選ばれた。

今回のフェスティバルでは「CBS（放送局）の世界を変える時間 15分」と連携し、14期の青少年発明記者団に参加した3人の児童生徒が発明および記者団活動をしながら感じたことを共有する、いわゆる講演型トークコンサートが開かれる。

他にも科学探検家とキネティック・アーティストが講演し、「今年の発明記者賞」の受賞者の記事も展示される。

フェスティバルには国家知識財産委員長、特許庁長が参加し、「今年の記者」選定を祝い、15期の発明記者団を励ます。

特許庁長は「今回のフェスティバルは発明と知的財産に対する青少年の関心を高め、記者間でコミュニケーションする場を設けるために開かれる」とし、「これから特許庁は未来の知的財産人材が第4次産業革命をリードする中核人材に成長できるよう、さまざまな努力を続けたい」と述べた。

2-8 第22回知財委開催、2018年度国家知識財産施行計画などを確定

科学技術情報通信部（2018.5.10）

- 革新成長、公正経済など、国政戦略を支援するための6大重点方向を選定（2018年施行予定） -
- 大邱広域市、知的財産分野の最優秀広域自治団体に選ばれ（2017施行計画点検評価結果） -
- 第4次産業革命に対応する知的財産イシューの発掘や政策化推進（次世代特別委員会運営結果） -

[会議の概要]

韓国政府は5月10日（木曜）午後3時、政府果川庁舎で第22回国家知識財産委員会（*）を開催し、

「2018年度国家知的財産施行計画（案）」など、6つの案件を審議・確定した。

- * 知識財産基本法第6条に基づき、知的財産に関する政府の主要政策と計画を審議・調整する大統領所属委員会（共同委員長：国務総理、ク・ジャヨル民間委員長）
- 政府関係者13人（企画財政部・教育部・科学技術情報通信部（幹事）・外交部・文化体育観光部・農林畜産食品部・産業通商資源部・保健福祉部・中小ベンチャー企業部の長官ら、国家情報院長、国務調整室長、公正取引委員長、特許庁長）、民間関係者18人

- ※（1号、審議）2018年度国家知識財産施行計画（案）
- （2号、審議）2019年度政府知的財産財源配分の方向（案）
- （3号、審議）2017年度国家知識財産施行計画の点検・評価の結果（案）
- （4号、審議）国家知識財産委員会の運営細則一部改正（案）（*）
- （5号、報告）2018年度知識財産イシュー政策化推進計画（案）
- （6号、報告）次世代知識財産特別専門委員会運営結果（案）

- * 知識財産基本法施行令の改正（中小ベンチャー企業部の政府委員を追加、2018年4月）による運営細則改正

案件ごとの主要内容は以下のとおりである。

[案件説明]

<1号案件：2018年度国家知識財産施行計画（案）>

「2018年度国家知識財産施行計画（案）」は、知識財産基本法第9条に基づき、15の中央行政機関および17市道の推進計画を総合調整し制定された。

特に、今年には政権交代後、初の策定ということを踏まえて「第2次国家知識財産基本計画（2017～2021）」を基に雇用創出、革新成長、公正経済など、主要国政戦略支援を強化するという内容を補完した。また、6大重点方向を選定し、それに基づいて事業と政策を新規推進・拡大推進したことが特徴である。

＜新規推進や拡大推進される 6 大重点方向の主要事業と政策＞

6 大重点方向	新規推進・拡大推進される主要内容
IP を基盤にする良質の雇用創出に貢献	- 生物多様性および名古屋議定書に対応する修士・博士レベルの人材育成を新規に推進するなど、分野ごとの高度人材育成および IP 市場の活性化 ※IP 取引仲介：(2017 年) バイオなど 8 つの分野⇒ (2018 年) 10 つの分野 (AR、VR を追加)
第 4 次産業革命への対応および新産業創出に向けた強い IP 確保	- R&D 全周期で特許ビッグデータを分析するなど、知的財産と R&D の連携 (IP-R&D) を強化し、新技術・新産業に対応するための著作権法 (*) および特許法を改正 * ビッグデータの収集・処理時、著作権責任免責などの新技術をめぐる争点を反映
創業と中小・ベンチャー企業の成長に向けた IP 強化および公正な秩序の確立	- スタートアップ特許バウチャー事業と大学研究室の創業支援を新規推進、公正な秩序の確立に向けた不正競争行為の厳罰化 (*) および秘密保持協定書締結の義務付けなど * 懲罰的損害賠償制の強化 (損害額の最大 10 倍)、営業秘密侵害時の罰金引き上げ (最大 10 億ウォン)
デジタル環境に対応する著作権エコシステムの基盤づくり	- コンテンツ公正共生センターの新規運営など、創作者に公正な取引環境を構築し、コンテンツ価値評価分野の拡大 (*) および価値評価 2 号ファンド (100 億ウォン) を追加造成 * (2017 年) 4 つ (映画、ゲーム、放送、アニメ) ⇒ (2018 年) 5 つ (公演を追加)
グローバルな IP 強化	- 海外税関と協力した模倣品の搬入防止などの水際対策強化、自生植物の発掘・生物遺伝資源の公開を拡大 (*) * 国家生物種 (600 種追加)、生物資源情報開示の拡大 (181 万件→189 万件)
IP 尊重文化の拡散および基盤づくり	- 高校の選択教科に「知的財産一般」を新規に導入することで、青少年の素養向上や、出張著作権教育などを拡大

2018 年度国家知識財産施行計画を推進するために、中央行政機関が投資する総予算は 6,191 億ウォン (前年比 8.3%増) であり、6 大重点方向の「第 4 次産業革命への対応および新産業創出に向けた強い IP 確保」と「創業と中小・ベンチャー企業の成長に向けた IP 強化」に予算の約 65.5%である 4,057 億ウォンが投入される予定である。

※17 市道 (2018 年度予算) : 計 7,384 億ウォン (前年比 3.2%増、国費および民間を含む)

<2 号案件：2019 年度政府知的財産財源配分の方向（案）>

「2019 年度政府知的財産財源配分の方向（案）」は、知識財産基本法第 6 条に基づき、中央行政機関による 2019 年度知的財産関連事業を対象に、「第 2 次国家知識財産基本計画（2017～2021）」の政策目標達成に向けた適正な財源配分の方向を示している。特に、今年度は国政戦略支援をより一層強化するために 2018 年度施行計画の 6 大重点方向を適用して作った。

<3 号案件：2017 年度国家知識財産施行計画の点検・評価の結果（案）>

「2017 年度国家知識財産施行計画の点検・評価の結果（案）」は、2016 年度施行計画の推進状況および成果を評価することで、国家知識財産戦略の実効性および責任向上のために実施されている。特に、今年度は施行計画の課題全体（132 件）へと評価対象を拡大し、総合的評価を強化したことが特徴である。従来は一部の課題のみを対象にしたため（2016 年度は 131 件中 38 件が対象）、限定的という限界があった。

2017 年度施行計画点検・評価の結果は次のとおりである。

<中央行政機関>

- ▶（成果）R&D 全周期における IP 戦略策定など、R&D 事業の知的財産（IP）管理システムの改善、IP 金融の基盤拡大および官民協力体制構築によるグローバルな IP 保護基盤づくり
- ⇒（改善の方向）第 4 次産業革命に備え、IP 制度整備、アイデア・技術奪取慣行の根絶に向けた公正な IP 環境を整えるなどして IP 競争力を強化する必要がある。

中央行政機関の最優秀課題には、

- ①優秀特許を保有するスタートアップなどに対する IP 投資強化（特許庁）、
 - ②職務発明の範囲拡大および正当な補償文化定着（特許庁）、
 - ③グローバルな強小企業の R&D 全周期における IP 戦略策定（中小企業ベンチャー部）、
 - ④VR コンテンツ制作支援および体験ゾーン造成（文化体育観光部）、
 - ⑤種子産業育成に向けた新品種開発への支援強化（農林畜産食品部）
- の 5 つの課題が選定された。

<広域自治体>

- ▶（成果）地域の基盤産業に対する技術事業化支援などの地域特性化 IP 戦略構築、IP 専任部署の拡大など、支援体系の専門性を高める。
- ⇒（改善の方向）地域特性化 IP 戦略を地域産業の活性化や雇用創出と連携し、政策の質的成果を把握できる成果指標を発掘する必要がある。

最優秀広域自治体には「知的財産基盤を作り、IP先進都市を実現」をモットーとする大邱広域市（*）が選ばれた。（優秀自治体：ソウル、蔚山、忠清北道）

* 成果指標を積極的に設定（110件/自治体の平均は46件）し、「技術の需要発掘→移転→開発→事業化」につながる技術事業化の全周期を支援

また、点検・評価の結果の実効性を高めるために導き出された総括的な改善方向は、2018年度施行計画の重点方向および推進課題に反映し、最優秀・優秀課題関連の分野は、2019年度政府知的財産財源配分の方角に投資拡大の意見を示すなど、3つの案件（点検・評価、実施計画、財源配分の方角）の有機的な連携も強化した。

<5 号案件：2018年度知識財産イシュー政策化推進計画（案）>

「2018年度知識財産イシュー政策化推進計画（案）」には、知財委傘下の5つの専門委（創出、保護、活用、基盤、新知識）が発掘した2018年度政策化課題（10件）が盛り込まれた。

毎年、専門委の民間委員が現場での経験を基に次年度に推進する政策イシューを発掘・研究して関係部処に提案し、関係部処ではこれについて検討し、推進計画を委員会に提出する。

※（例）リンクによる著作権侵害拡大の防止に向け、違法コピー品へのアクセス遮断処理手続きの簡素化（*）のための著作権法改正の推進など

*（現）二重審議手続（著作権保護院→放送通信審議委員会の審議）により1ヶ月以上かかる

<6 号案件：次世代知識財産特別専門委員会運営結果（案）>

国家知識財産委員会は、第4次産業革命時代に登場する知的財産イシューにいち早く対応するために、「次世代知識財産特別専門委員会」を作り（2017年2月～2018年2月）、10つのイシューを発掘し、対応の方角を提案した。

提案内容のうち、政府部処が政策に具体化して推進可能な事項については移行計画を作り、深化議論が必要な事項については知財委員会傘下の専門委員会を中心に、継続的に検討する予定である。

＜次世代特別委員会運営の結果（案）の主要内容＞

イシューと提案内容	関係部処の移行計画など
<p>＜拡張現実（AR）・仮想現実（VR）分野における権利創出促進＞</p> <p>多くの源泉技術を海外で先取りすることで、大きな波及効果が期待できるニッチ技術の積極的発掘および迅速な先取りが必要である</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関連技術開発への支援および国際標準化推進（科学技術情報通信部） ・AR/VR 関連分野の特許について優先審査の適用を検討（特許庁）
<p>＜第4次産業革命におけるバイオの課題＞</p> <p>精密医療の活性化に向けた医薬品の特許構成要件として薬物投与方法の認定に関するモニタリングおよび韓国の製薬会社のIP確保戦略支援が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・精密医療に関する特許審査基準を改正するために審査官TFを運営（特許庁）
<p>＜第4次産業革命分野における新技術分野の標準特許創出＞</p> <p>新産業分野における標準確保競争が激化しているため、韓国企業への支援体系構築が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・R&D 企画時から標準化連携課題を積極的に発掘し（産業部）、中小・中堅企業向けの標準専門性向上教育を実施（特許庁）
<p>＜AIによる創作物の権利保護および活用＞</p> <p>多くの分野でAIを活用した著作と発明が急増しており、関連イシュー検討が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・創出専門委員会などがAIによる創作物の著作権の帰属および責任問題などについて持続的に検討

ク・ジャヨル国家知識財産委員会委員長は、「国家知的財産競争力の強化は、いずれかの部処の力で実現することは困難であるため、多くの部処が一丸となり、有機的に努力しなければならない」と強調し、「計画は策定より施行することがより重要であるため、今日確定した計画に基づき、成果を達成できるように力を合わせてほしい」と訴えた。

2-9 第4次産業革命時代に備え、大学における知的財産教育を拡大するカンファレンスを開催

韓国特許庁（2018.5.11）

- 知的財産人材育成の賜物である先導大学の発展方向を模索 -

韓国特許庁は、知的財産教育先導大学運営協議会と韓国知識財産教育研究学会が主催し、韓国発明振興会、知的財産雇用フォーラムが後援する「大学における知的財産教育を拡大するカンファレンス」を5月11日（金曜）午前10時20分、ソウル良才洞のエルタワーで開催した。

このカンファレンスは、特許庁で推進している知的財産教育先導大学事業を通じて協力してきた大学を中心に、知的財産教育のモデルや成果を共有し、今後の推進課題を模索するために開催された。

知的財産教育先導大学は理工系を中心とする知的財産教育の実施と IP 能力を備えた研究者の養成を目指し、2012年から始まり7年間、17の大学で知的財産教育を行っている。

* 知的財産教育先導大学（17校、2018年3月時点）：全南大学、金烏工科大学、東国大学、慶熙大学、国民大学、牧園大学、安東大学、郡山大学、大真大学、東亜大学、ソウル科学技術大学、延世大学、嶺南大学、済州大学、漢城大学、成均館大学、慶星大学

特許庁は知的財産先導大学を中心に、従来の法学中心の知的財産教育から脱し、国家競争力の中核である知的財産の創出や活用に向けた人材を養成するために、理工系を中心とする「現場中心型知的財産教育」の基盤を固めてきた。

全国17の先導大学では約1,400以上の知的財産関連講座を運営し、計43,664人の学生が受講した。そのうち、理工系学生は31,850人と全体の73%を占めている。

知的財産先導大学に開設され講座は特許出願などの知的財産を確保するための多学制間の融合講座（*）と R&D の能力強化に向けた IP-R&D 教育（**）などを中心にするため、実務型人材育成の基盤を構築している。

*（2017）講座数 103、受講生 3,787 人、試作品製作件数 97 件、知財権出願件数 510 件

**（2017）講座数 213、単位数 227.8 相当、受講生 7,175 人

知的財産先導大学の指定を受ける前後の知的財産創出能力を比較すると、特許出願は840件から2,389件へと、技術移転は195件から414件へと増加するなど、著しい成果を収めた。

さらに、知的財産教育に対する複数学位制、認証制度を運営することで、知的財産教育を受けた学生が就職するという成果を出すためにも力を入れている。

現在、東国大学、大真大学、牧園大学は知的財産学位制度を、全南大学、慶熙大学、延世大学、済州大学は認証制度を運営している。今後は、他大学にも拡大していく予定である。

<知的財産教育認証制度を運営する大学>

知的財産学位制度を運営する大学（3校）

大学名	東国大学 (2015)	大真大学 (2016)	牧園大学 (2017)
名称	融合知的財産連携専攻	融合知的財産人材専攻	知的財産学科
履修要件	基礎・専攻指定科目 13科目 37単位取得	融合知的財産人材専攻 内で 36単位取得	知的財産学科の教科目 75単位以上取得
履修の特典	学位取得	学位取得	学位取得

知的財産認証制度を運営する大学（4校）

大学名	全南大学 (2015)	慶熙大学 (2016)	延世大学 (2017)	済州大学 (2017)
名称	知的財産能力確認 認証制	知識創業 トラック	IP R&D セミナー	IP 認証制
履修要件	知的財産教科目中 9単位取得	基礎+必須科目 計 18単位以上 取得	段階別（基本、中級、 高級）セミナー過程 に出席	IP 入門、IP 基礎、 創造発明科目を 履修
履修の特典	知的財産先導事業 団長名の認定証書	卒業証書に 明記	工学教育革新セン ター長名の修了証 書	学長名の 認定証書

今回のカンファレンスでは知的財産教育先導大学が展開する事業全般の成果に加え、教授と学生の教育成果を発表する場が設けられた。

済州大学の「トイロボット」、金烏工科大学の「感性照明」などの教育成果と、東亜大学の「圧力低減ゲートバルブ」、金烏工科大学の「レンズケース」などの技術移転事例を紹介するなど、知的財産の成果が企業現場でも活用されていることを示した。

カンファレンスにはベンチャー起業家出身の国会議員をはじめ、全国大学産業団地協議会会長、創業先導大学協議会会長などが参加した。

参加者は先導大学の発展方向について、知的財産を基盤にする研究者としての就職や起業に挑戦する人材と決め、大学のさまざまな専攻が融合する教育を推進していくことを提案した。

特許庁長は、「韓国が第4次産業革命時代に特許大国として先端技術をリードするためには、激しい知的財産競争で生き残れる強い特許を作れる人材育成が欠かせない」とし、「今後も先導大学を中心にする知的財産教育を通じて、大学が知的財産人材育成の賜物になるよう、支援を惜しまない」と述べた。

2-10 KIAT、サムスン電子の特許1091件、中小・中堅企業に移転する「技術開放」実施

電子新聞 (2018. 5. 14)

韓国産業技術振興院 (KIAT) はサムスン電子の未活用技術、約1000件を中小・中堅企業に無償移転し、事業化を支援する。

KIATは、サムスン電子が開放した1091件の未活用技術を中小・中堅企業に無償で移転する「技術開放」を実施すると14日、明らかにした。そのため、5月16日と24日、2日間にわたってソウル良才洞のエルタワーで技術説明会を開催する。

技術開放の目的は中小・中堅企業が技術競争力を確保し、後続支援を受けて技術が事業化につながる産業プラットフォームを作ることにある。大企業や公共研究院などが保有する未活用技術の開放や移転技術を活用することで、中小・中堅企業の新産業への課題や事業化を支援する。

KIATは技術説明会で開放技術に関する分析結果、関連技術の産業や市場の動向について説明し、参加者が開放技術について分かりやすく理解できるよう、技術紹介資料も提供する。参加者はサムスン電子の担当者とマンツーマンで相談することもできる。

今回解放されるのは、家電、ディスプレイ、モバイル機器、半導体、事務機器・医療機器・その他、オーディオ・ビデオ、通信・ネットワーク関連の特許1091件である。

技術開放申請は今月末までとなっている。申請方法や技術のリストなどは、KIATのHP (www.kiat.or.kr) で確認できる。

KIAT は 2013 年からポスコ、LG 化学、現代自動車などの未活用技術を開放してきており、今年上半期はサムスン電子と技術開放を進める。

KIAT は技術開放によって移転された技術が事業化につながるよう、「R&D 再発見プロジェクト」をはじめ、事業化のコンサルティングを支援する「新たな成長エンジン技術事業化支援事業」、低利融資支援のための「事業化専任銀行」などの後続支援を行う。

2-1-1 アイデアで産業現場の問題解決に寄与

韓国特許庁 (2018. 5. 14)

- 職業系高校の生徒向けの IP マイスタープログラム事業を発表 -

教育部・中小ベンチャー企業部・特許庁が共同主催し、韓国発明振興会が主催する「第 8 期 IP Meister Program (以下、IP マイスタープログラム)」は、5 月 14 日 (月曜) から 6 月 15 日 (金曜) まで参加者を募集する。

今年で 8 回目を迎える IP マイスタープログラムは、特性化高校・マイスター高校の生徒が創造的な問題解決能力と知的財産創出能力を備えた知的財産人材に成長できるよう、後押しする。

また、生徒のアイデアが産業現場の問題解決と知的財産創出につながり、生徒と企業間の技術移転および優秀な人材採用など、個人と産業の発展を図る高校段階での代表的な産学協力モデルである。

※第 7 期の実績：知的財産権 (特許) 出願 50 件、企業への技術移転 7 件、生徒 2 人採用

今回は、生徒が自由にアイデアを提案する自由課題、学校と協力関係にある企業が抱える問題に対する改善のアイデアを提供する現場連携課題、参加企業が提示した産業現場の問題に対する改善のアイデアを提供するテーマ課題の 3 つに分け、アイデアを受け付ける。

特に、機械技術、電気電子、生命・化学、生活用品など、さまざまな産業分野から企業が参加し、テーマ課題 (*) を出題する。さらに、参加企業は現場見学やメンタリングなどを通じて、生徒が産業現場を理解し、問題を創造的に解決できるよう協力する。

*参加企業 10 社が提案した課題

参加を希望する特性化高校・マイスター高校の生徒はチーム（3人以内）を組み、アイデア提案書を6月15日までに発明教育のHP（www.ip-edu.net）や電子メール、郵便で申請すれば良い。

書類審査と発表審査を通過した50組は、アイデアを具体化して知的財産権を創出できるよう、発明・知的財産教育および専門家によるコンサルティング（知的財産素養キャンプ、知的財産権利化コンサルティング、参加企業のメンタリング）などを受けることができる。

教育やコンサルティングによって改善されたアイデアに対しては、企業関係者や知的財産の専門家による相談（技術移転）をはじめ、国家知的財産取引プラットフォーム（IP-Market）、特許取引専門官などを介して産業現場で活用できるよう、積極的に支援する予定である。

詳細については、韓国発明振興会未来人材室（02-3459-2771）までお問い合わせを。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 特許庁、WIPOと知財権分野における仲裁・調停をめぐる協力を活性化

韓国特許庁（2018.5.1）

- 仲裁調停制度の活性化に向けたセミナーを開催 -

韓国特許庁は、世界知的所有権機関（WIPO）と共同でセミナーを開催するなど、仲裁調停制度の活性化に向けて力を入れ続ける予定である。

最近、知的財産権をめぐる紛争が増え続け、訴訟より迅速かつ安価で非公開で行われる仲裁調停制度が注目を集めている。国際的にも知的財産権をめぐる紛争が増加傾向にあり、先進国も紛争を調停や仲裁などで解決する傾向が強まっている。

特許庁はWIPOと共同で仲裁調停制度の利用活性化のために5月3日午後2時、サムジョンホテル（ソウル江南区駅三洞）で仲裁調停制度に関するセミナーを開催する。今回のセミナーでは、特許庁で運営する産業財産権紛争調停委員会とWIPO仲裁調停センターについての紹介、知的財産権分野における最新の紛争動向、仲裁および調停の手続きについての説明、仲裁契約書の書き方などについて紹介する予定である。

このセミナーで特許庁は、WIPO との情報交換、教育・訓練分野での協力など、知的財産権仲裁調停の分野における協力を拡大するために覚書（MOU）も交わす予定である。これにより、仲裁調停関連の国際的な協力も拡大するとみられる。

特許庁多国間機構チームのチーム長は「WIPO との共同セミナーが国内外の知的財産権分野における仲裁調停制度の活性化に資する契機になることを期待している」とし、「仲裁調停制度により、資金不足に悩む中小・ベンチャー企業が紛争を早期に解決し、両当事者が互いにウィンウィンの関係になる紛争解決の手段として定着することを願っている」と述べた。

セミナーには個人、企業、専門家など仲裁調停の分野に関心のある人なら誰でも参加できる。氏名、所属、電子メールを記入して kipomla@korea.kr に事前に申請すれば良い。お問い合わせは、特許庁多国間機構チーム（042-481-5126）まで。

3-2 韓国の中小企業、米国で特許による反撃開始

韓国特許庁（2018.5.14）

- 特許庁、「2017 IP TREND 年次報告書」発刊 -

韓国特許庁と韓国知識財産保護院は「2017 IP TREND 年次報告書」を発刊し、韓国の中小企業が米国での特許攻勢に出ていることを明らかにした。

直近5年間、米国における韓国企業の特許訴訟件数は、2013年以降減り続けてきたが、2017年に入って前年比、小幅（38件）増加した。しかし、訴訟を起こされるだけでなく、中小企業A社が15件の訴訟を起こすなど、提訴件数も増えている。

韓国の中小企業による提訴件数は2016年の6件から2017年には19件へと増え、攻めの特許戦略を展開していることが分かる。

2017年における韓国企業の特許訴訟件数を見ると、大企業は140件中138件が訴えられた。これに対し、中小企業は42件中提訴したのが19件、訴えられたのが23件となり、特許を積極的に活用する傾向にあることがうかがえる。特に、2018年第1四半期だけで中小企業による提訴件数が23件となっており、こうした傾向を裏付けているといえるだろう。

一方、韓国企業の訴訟は情報通信や電気電子の分野(68%)に集中しており、Uniloc(*)などのNPE(**)によって訴えられる割合(66%)が高いことが分かった。

*Uniloc Corporation(豪州のセキュリティ技術ソリューションプロバイダ)の子会社で、コンピュータ・移動通信・医療などの分野で訴訟を起こしており、2017年に米国内で提訴した特許訴訟件数は最多となる

** Non Practicing Entity: 製品は生産せず、主に訴訟やライセンス活動を行う企業

「2017 IP TREND 年次報告書」は輸出企業の紛争防止につながるよう、米国における韓国企業の特許訴訟の動向に加え、韓国企業を提訴した企業分析、米国特許関連の主要イシュー、専門家コラム(名古屋議定書発効によるIP戦略)などを盛り込んでおり、国際知的財産権紛争情報ポータルであるIP-NAVI(www.ip-navi.or.kr)でダウンロードできる。

IP-NAVIは輸出する中小・中堅企業の海外知的財産権を保護するための総合情報ポータルである。米国など海外の紛争速報、NPE分析情報、海外知的財産権保護および契約ガイドブック、海外判例および判例分析など、さまざまな情報やメーリングサービスを提供している。

また、中小・中堅企業を対象に特許庁が支援する海外知的財産権保護事業(*)についても案内している。

*紛争防止・対応コンサルティング、紛争の共同対応、K-Brand(海外商標ブローカーによる被害の救済、海外のオンラインで販売される偽造商品に対する対応)、IP-DESK、海外知的財産権紛争初動対応事業など

特許庁産業財産保護協力局の局長は「韓国の中小企業が権利保護に積極的に乗り出していることは非常に望ましい」とし、「中小企業の攻めの特許戦略が新たなビジネスモデルに定着するよう、支援体制を充実させたい」と述べた。「海外で特許、商標などの権利を行使する時に特許庁の知的財産権保護支援事業を積極的に活用してほしい」と付け加えた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 氏名商標、非氏名商標より商標登録可能性 15%高い

韓国特許庁（2018.5.14）

- 拒絶件数の 23%は同名異人を理由に拒絶される -

韓国特許庁によると、この 10 年間（2008～2017 年）、個人が飲食店業に出願した商標を調べた結果、氏名を含む商標（以下、氏名商標）の出願件数は年平均 6.3%増加しており、全体の出願件数（100,029 件）に占める割合は 2.4%（2,389 件）であった。

* 氏名が含まれていない商標は、非氏名商標とする

この背景には、氏名商標は出願人が名をかけて品質を保証するため、顧客に信頼感を与えることができる上、出願人の氏名自体は商標法が求める識別力要件を満たす可能性が高いという出願人の判断がある。

同期間、個人が飲食店業を指定し審査済となった 91,067 件を分析した結果、氏名商標の登録決定率は平均 79.1%と、非氏名商標の登録決定率 64.3%を約 15 ポイント上回っている。それほど商標登録の可能性が高いことが分かる。

一方、同期間、審査済の氏名商標 2,192 件のうち、拒絶された 340 件を調査した結果、279 件（82%）は「先行登録商標と類似している」という理由で拒絶された。

そのうち、先行登録商標と同一氏名であるため拒絶されたのが 78 件（28%）、出願人の氏名が著名な他人の氏名と同一であるため拒絶されたのが 17 件（5%）、氏名が含まれているが他のフレーズと合わせて全体として見た時、識別力がないと判断されたのが 12 件（4%）あった。

* 「著名な他人の氏名などを含む商標」は、著名な他人の承諾を受けなければ拒絶され（商標法第 34 条第 1 項第 6 号）、需要者が誰の業務に関連する商品を表示するのかを識別することができない商標も拒絶される（商標法第 33 条第 1 項第 1 号から第 7 号）

特許庁商標デザイン審査局の局長は「個人飲食店を創業する者は差別化された商標として自分の氏名を含む商標を検討する必要もある」とし、「その場合、KIPRIS（<http://www.kipris.or.kr>、特許商標無料検索サイト）で氏名などが同一・類似の先行

登録商標があるか検索し、氏名が著名な他人の氏名と同じであるかなどについて、創業前に調べることが商標登録におけるカギになる」と助言した。

その他一般

5-1 「地震安全ゴールデンタイム」を特許が教える

韓国特許庁 (2018. 5. 2)

- 「スマートデバイス」を活用した地震観測網を構築し、地震警報システムに関する特許出願件数が大幅に増加 -

韓国特許庁は、直近3年間（2015～2017）の地震計測および警報関連の特許出願件数が大幅に増加したと発表した。

昨年、浦項で発生した大地震を含め、この2年間で規模2.0以上の地震が年平均238回発生しているため、韓国ももはや地震が発生しない安全地帯ではないという認識の下、最近の地震に対する正確な計測および迅速な対処のための警報関連の特許出願件数が急増したことが分かった。

地震計測および警報関連の特許出願件数は、1974年から2017年まで計405件である。過去10年間の件数を見ると、2005年～2007年の26件から2015年～2017年には約6.5倍の168件となった。

主な出願人としては韓国地質資源研究院（55件、13.3%）が最多出願人に名を連ね、続いて韓国電力公社（10件、2.4%）、エクソンモービル（9件、2.2%）、ソウル大学産業協力団（8件、1.9%）の順であった。

民間企業の出願も増えていることが分かった。この背景には政府レベルの支援を受けて最近、研究所および大学の研究活動が活発になるとともに、頻繁に発生する地震により、民間企業の関心が高まったことがある。

特許庁によると、直近3年間の地震計測および警報関連の特許出願件数168件のうち、「スマートデバイスを活用」した地震観測網および警報システム関連の出願件数が91件（54%）で最も多く、次いで電気を供給する装置である受配電盤やガス設備を保護するための地震感知装置関連の出願件数が20件（12%）、地盤の挙動や沈下などの計測により、地震を予測する出願件数が16件（9.5%）などとなっている。

このうち、「スマートデバイスを活用」した技術にはスマートフォンを利用して地震を感知する技術、スマートフォンによる地震監視装置や電気又はガスを供給する施設（受配電盤、ガス供給装置など）を遠隔制御する技術、スマートフォンユーザーに警告を鳴らし、ユーザーの安全状態を確認する技術などが含まれる。

韓国より頻繁に地震が発生する日本の場合、建物や建築設備の振動を低減する耐震技術、地形の変化を感知することで地震の予測や警報を出す技術など、耐震設計および伝統的な地震計測関連の累積特許出願件数が 2,654 件となり、韓国の 8 倍を超えている。一方で「スマートデバイスを活用」した技術における直近 3 年間の出願件数は 100 件で、韓国の出願件数が約 1.7 倍多いことが明らかになった。

韓国の「スマートデバイスを活用」した地震観測網および警報システム関連の出願は、政府レベルの地震防災対策の推進と、世界 1 位の超高速通信網やスマートデバイスの普及率が追い風となり、今後も活発になると見込まれる。

特許庁計測分析審査チームの課長は「モノのインターネットなどの IT 技術と『スマートデバイスを活用』した技術が融合されると、大規模な新規設備投資がなくても、従来のインフラを活用した迅速かつ正確な地震観測網の構築および災害安全サービスを提供可能になるだろう」と強調した。

5-2 PM2.5 が深刻化するなか、乾燥機に関する特許が急増

韓国特許庁 (2018.5.8)

- 衣類乾燥機分野で 2017 年の特許出願、前年比 30% 増 -

最近、頻繁に発生する PM2.5 や黄砂により、洗濯物を日差しや風だけで自然乾燥させることを敬遠する傾向が強まっている。そこで衣類乾燥機の普及が拡大し、関連特許出願も活気を帯びている。

韓国特許庁によると、最近 5 年間の衣類乾燥機に関する特許出願件数は、2013 年の 58 件から 2017 年には 87 件となり、年平均 10.7% 増加した。特に 2017 年には前年比 30% 以上増加した。

韓国では衣類乾燥機に関する特許出願が 1970 年代から始まり、1990 年代の初めには製品も発売された。1990 年代に既に普及率が 90% を超えた洗濯機に比べ、衣類乾燥機の普

及率は最近まで微々たるものであった。しかし、毎日のように天気とPM2.5の濃度を確認するようになり、衣類乾燥機の販売台数は2016年の10万台から2017年には60万台となり、6倍以上に急増した。

直近5年間の出願人の内訳と割合を見ると、韓国人による出願件数317件(90.6%)、外国人による出願件数33件(9.4%)であった。これは、家電分野で韓国企業が世界市場をリードしていることが反映されたとみられる。

出願人を類型別に見ると、大企業が80.3%と最も高く、中堅企業8.3%、中小企業5.4%、個人5.4%、その他0.6%となっている。ここで注目すべきは、中堅企業による出願の場合、2016年以前は年度別に5件以下に過ぎなかったが、2017年には15件と急増した点である。これは、衣類乾燥機の需要が伸び続けると見込み、衣類乾燥機を生産しなかった中堅企業も衣類乾燥機の市場に参入したためとみられる。

技術別の出願動向を見ると、補助熱源を付加したり、熱交換器の性能を改善したりするなど、乾燥時間を減らすことができる技術が38%(134件)と最も高くなっている。次いで過度な乾燥防止、廃熱活用などの省エネ技術が20%(71件)、乾燥機のドアの位置調整や、故障の自己診断など、使い勝手に関する技術が17%(58件)であった。これは、衣類乾燥機それ自体の高性能、高効率に関する研究開発に集中した結果と判断できる。

特許庁生活家電審査課の課長は「PM2.5や黄砂により、ライフスタイルが変化したことで衣類乾燥機の市場が急速に成長し、中堅企業も参入したため、各メーカー間の競争が激しくなるとみられる」とし、「熾烈な競争で優位を確保するためには、たゆまぬ技術開発とともに、特許権確保にも努めるべきだ」と訴えた。

5-3 再生可能エネルギーにも第4次産業革命の波が

韓国特許庁(2018.5.8)

- 人工知能を融合した再生可能エネルギーに関する特許出願が大幅に増加 -

韓国特許庁によると、人工知能を融合した再生可能エネルギーに関する特許出願件数は、2006年から2017年まで計253件である。2006年～2012年には年平均11件余りあったが、その後着実に増え、2016年40件、2017年47件に達することが分かった。

第4次産業革命時代を迎え、人工知能に関する研究が活発になったことや最近の環境にやさしい再生可能エネルギーの拡大傾向がかみ合い、関連特許出願件数が急増したとみられる。

出願人別に見ると、サムスン電子（20件）、韓国電力公社（15件）が目立ち、次いでドイツのシーメンス（6件）、エネルギー技術研究院、韓国電子通信研究院、KDパワー（以上5件）の順であった。他の中小企業（75件）の出願も活発であることが分かった。

技術別に見ると、発電所、電力系統全般の状態の診断（98件）、需要予測および管理（58件）、発電装置の制御（41件）などに出願が集中され、電力網制御（26件）、発電量予測（23件）、バッテリー充放電の制御（7件）関連の出願件数はやや少なくなっている。

再生可能エネルギーの拡大とともに、従来の化石エネルギーを減らすためには、正確な発電量予測に連携したバッテリー充放電の制御、電力網制御が不可欠であるため、これは残念だといえるだろう。

最近、アルファ碁を公開して有名になったGoogleのディープマインドは、英国の電力会社と協力し、人工知能を融合した電力網制御を通じて、英国全体の電力コストを10%まで削減するプロジェクトを進めており、IT企業に変貌したGE、IBM、シーメンスをはじめ、米国、欧州の複数の企業・機関で人工知能を融合した再生可能エネルギー技術の研究開発を進めている。

韓国にも世界的な太陽光発電モジュールの生産企業（*）と人工知能の特許出願企業（**）があるため、この分野の融合による成長の可能性は十分である。人工知能は従来の産業分野と融合することで、多くの付加価値を生むことができる。そのため、再生可能エネルギー分野の全般にわたって技術開発と特許取得のための努力が求められる。

*2017年時点、ハンファQセルズが世界5位の太陽光発電モジュール生産企業（出典：PV-tech）

**2011～2016年、サムスン電子が人工知能分野における主要国の特許出願件数で2位となる（出典：「第4次産業革命技術の水準評価および技術水準の向上策」、情報技術振興センター、2018年）

特許庁エネルギー審査課の課長は「政府が2030年までに再生可能エネルギーによる発電比率を20%にまで引き上げることにしただけに、今後、韓国における再生可能エネルギー市場はさらに拡大するだろう」とし、「このような再生可能エネルギーの拡大が化石燃

料や電力コストの削減など、実質的な効果につながるためには人工知能を融合した技術と関連する特許を積極的に確保し、再生可能エネルギー分野の効率を高めなければならない」と訴えた。

5-4 V2X 通信で自動運転車の安全性を高める

韓国特許庁 (2018. 5. 14)

- V2X 通信 (車車間・路車間通信) に関する特許出願件数、この 4 年間 2.3 倍急増 -

韓国特許庁によると、2008 年 35 件であった V2X 通信関連に関する特許出願件数は、2013 年 68 件、2017 年 154 件となり、この 4 年間で約 2.3 倍急増したことが分かった。

これは、自動運転車市場の成長とともに車車間通信技術の発達と、その技術を取り入れた多様なサービスの研究や開発に伴うものとみられる。

過去 10 年間 (2008~2017 年) の V2X 通信に関する特許出願 (775 件) を分野別に見ると、路車間通信である V2I (Vehicle to Infrastructure) 分野の出願が 44% (344 件)、車車間通信 V2V (Vehicle to Vehicle) 分野の出願が 35% (270 件)、V2I + V2V 複合分野の出願が 13% (101 件)、歩車間通信 V2P (Vehicle to Pedestrian) 分野の出願が 4% (27 件) を占めている。

V2I 通信では道路周辺に設置された信号、リピータ (中継器) などの交通インフラからリアルタイムで道路状況の情報を受け、V2V 通信では周囲にある車と位置、速度、交通状況などの情報を交換することで、協力走行や車との衝突、死角地帯、車線変更時の警告など、車の安全走行を保障し、V2P 通信では車周辺の歩行者が持ち歩いているスマートフォンを認知し、事故防止につなげる。

出願人別に見ると、大企業 38% (292 件)、大学・研究所 33% (253 件)、中小・中堅企業 17% (131 件)、外国企業 7% (59 件)、個人 5% (40 件) となっており、大企業や研究機関が V2X 通信技術の開発をリードしていることが分かる。

サムスン電子と LG 電子は V2X 関連チップセットとソリューションを開発しており、KT、SK テレコム、LG テレコムなど移動体通信事業者は、5G-V2X 連携技術の商用化を準備している。現代・起亜自動車、双竜自動車など完成車メーカーは V2X-交通インフラ連携した自動運転システムの開発を進めている。

より安全で安定した自動運転のためには、高精度地図、センサー技術、V2X 通信が欠かせない。そのためには、車車間に発生する数多くの情報を迅速かつ途切れることなく処理する通信技術が重要であるため、超低遅延・超高速が特徴である 5G 移動通信と連携して発展していくと見込まれる。

特許庁通信ネットワーク審査チームのチーム長は、「今後 V2X 通信に 5G 移動通信を連携した技術が商用化されると、より安全な自動運転のサービスが可能になるだろう」とし、「世界最高水準の情報通信技術に基づき、韓国企業が V2X 通信に関する特許を確保し、急成長する自動運転市場における競争力を備えることが重要である」と述べた。

5-5 不妊人口 20 万人の時代、不妊治療剤の開発が着実に続く

韓国特許庁 (2018. 5. 15)

- 不妊治療剤の国内特許出願件数が 10 年間 8 倍に増加 -

韓国特許庁によると、不妊に悩む夫婦のための不妊治療剤に関する特許出願が着実に続いている。2008 年から 2017 年までの 10 年間、不妊治療剤に関する特許出願件数は計 258 件であった。年間で少ない場合は 17 件、多い場合は 34 件が出願され、毎年平均 26 件が出願されていることが分かった。

不妊治療剤を種類別に見ると、合成化合物が 48% (124 件) と最も多く、バイオ医薬品 40% (102 件)、天然物 11% (29 件) の順であった

出願人を国籍別に見ると、過去 10 年間、外国人による出願が 70% (181 件) を占めているが、これは海外の製薬先進国で不妊に対する医学的関心が高まったためとみられる。注目すべきは、韓国人による出願は 2008 年には 2 件に過ぎなかったが、2017 年には 16 件に増えたことである。この背景には、不妊治療剤に対する韓国の製薬業界および学界の活発な研究活動があるだろう。

特に、天然物では韓国人による出願の割合が 90% (26 件) を占めていることが明らかになった。これは、漢方薬、民間療法のような韓国の伝統医学の知識をベースにし、国内の研究所や企業が外国に比べて活発な研究活動を進めているためとみられる。

実際、天然物が特許に登録された例としては、東国大学の漢方病院で処方されている菟絲子、トックリイチゴ、高麗人参、クコの実、トウキなどが配合された漢方薬が着床率を上げる不妊治療用途で特許登録を受け、広東製薬で出願した生地黄、茯苓、高麗人参、

クコの実などを含む医薬組成物が精子数を増やす不妊男性治療用途で、韓国はもちろん日本でも特許登録を受けたことなどが挙げられる。今後、不妊治療剤市場における天然物医薬品のシェアがどれほど拡大するのか関心が寄せられる。

不妊治療市場を見ると、世界大手製薬会社であるメルク（Merck & Co Inc）の2016年第1四半期の売上高は、不妊治療用排卵誘導剤ゴナールエフ（Gonal-f）により17%増となった。中国の不妊治療剤市場が2013年の約1500億ウォン規模から毎年20%以上、急成長していることを考えると、不妊治療剤市場の規模や潜在力は拡大すると見込まれる。

特許庁薬品化学審査課の課長は「少子化が進むなか、赤ちゃんを切に願っている不妊夫婦を助けることができる治療剤の開発は、家庭の幸福は言うまでもなく、人口減少が加速する韓国の国家的生存のためにも非常に重要」と強調し、「不妊治療剤開発の重要性や市場価値を見極め、研究所や業界全体で新技術や知財権の確保にさらに取り組まなければならない」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェットロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェットロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知財チーム